

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「事業団体」を「申請区分」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。